

騒音規制法・振動規制法の規定に基づく規制基準

県では、次のとおり、町村（茨城町及び大子町を除く。）に係る規制基準の設定を行っています。

※各市、茨城町及び大子町における規制基準につきましては、各市町に確認ください。

○ 騒音についての規制基準

区域の区分	規制基準
第1号区域	85 デシベル以下 19～7 時禁止 1 日 10 時間以内 連続 6 日以内 日曜日その他の休日の禁止
第2号区域	85 デシベル以下 22～6 時禁止 1 日 14 時間以内 連続 6 日以内 日曜日その他の休日の禁止

備考

1 第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第1号区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域及び用途指定のない区域

(2) 第2号区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域

2 第2号区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内は、第1号区域とする。

○ 振動についての規制基準

区域の区分	規制基準
第1号区域	75 デシベル以下 19～7 時禁止 1 日 10 時間以内 連続 6 日以内 日曜日その他の休日の禁止
第2号区域	75 デシベル以下 22～6 時禁止 1 日 14 時間以内 連続 6 日以内 日曜日その他の休日の禁止

備考

1 第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

- (1) 第1号区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域及び用途指定のない区域
 - (2) 第2号区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域（東海村は工業専用地域を含む）
- 2 第2号区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内は、第1号区域とする。